大阪公立大学杉本キャンパス国際交流宿舎整備事業 基本協定書

公立大学法人大阪

大阪公立大学杉本キャンパス国際交流宿舎整備事業(以下「本事業」という。)に関して、公立大学法人大阪(以下「本学」という。)と、●、●及び●を構成事業者とし、●を代表事業者とする事業者グループ(以下「事業者」という。)は、以下のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

なお、本協定は、事業者が事業契約の主体としてのSPC(特別目的会社)を設立しない 場合を想定しており、SPCの設置及び事業契約の締結を行う場合は、本学と事業者が協議 の上、本協定を修正するものとする。

(目的)

第1条 本協定は、本事業において本学と事業者が締結する基本事項、設計、建設、工事監理、維持管理及び管理運営に係る一切の事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、本学及び事業者双方の責務及び諸手続きについて必要な事項を定めるものである。

(本学及び事業者の責務)

- 第2条 本学及び事業者は、事業契約の締結に向けて誠実に対応し、事業者は、公募にあた り本学から提示した条件及び本学に対し提案した内容を遵守しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、事業者は事業契約締結に向けた協議において本学の要望 事項を尊重するものとする。

(協定の有効期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、締結日から第9条に定める事業期間の終了時までとする。ただし、本学が事業契約の締結に至らないと判断した場合は、その旨を事業者へ通知した日までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定の効力は事業期間の終了後も存続する。

(費用負担)

第4条 事業者は、本事業に係る一切の費用を負担するものとする。ただし、本学と事業者 が協議の上、本学又は入居者の負担があるとした場合はこの限りでない。

(地位又は権利義務の譲渡等)

第5条 事業者は、本協定上の地位又は本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に 譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。 ただし、あらかじめ本学の承認を得た場合は、この限りでない。

(業務の委託、請負)

- 第6条 事業者は、事業契約及び構成員の業務分担に基づき、設計業務、建設工事業務、工 事監理業務、維持管理業務、管理運営業務(以降、「各業務」という)及びその他付随する 業務を自ら誠実に行い、又は、別紙に記載する者(以下「協力事業者」という。)にそれぞ れ委託若しくは請け負わせるものとする。
- 2 事業者は、本事業の遂行上合理的に必要とされる時期までに、各業務を担当する協力事業者との間で業務委託契約又は請負契約を締結すること。
- 3 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を協力事業者に選定してはならない。
- (1) 本学からの入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)
- (2) 大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号。以下「暴力団排除条例」という。)に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
- (3) 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者
- (4) 第13条第3項第2号から第6号のいずれかに該当する者
- 4 事業者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱い その他協力事業者が遵守すべき事項を記載した誓約書を、協力事業者のすべての者に提出 させなければならない。
- 5 事業者は、協力事業者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 6 事業者は、協力事業者から公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 2条第3号に掲げる暴力団員及び同条第4号に掲げる暴力団密接関係者のいずれにも該 当しないことを表明した誓約書を徴取し、本学に提出しなければならない。
- 7 本学は、事業者が入札参加除外者、誓約書違反者又は第 13 条第 3 項第 2 号から第 6 号のいずれかに該当する者を協力事業者とし、又は暴力団排除条例第 10 条第 2 号に規定する者と契約を締結していると認められる場合は、事業者に対して、当該契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、事業者が負うものとする。

(代表事業者の責務)

第7条 代表事業者は事業者を代表し、本事業が円滑に実施されるようその他構成事業者 及び協力事業者を総括し、管理・調整を行うものとする。

(事業契約)

第8条 本学及び事業者は、事業契約書の各条項について協議の上、必要に応じて修正等を

行い、2025年3月31日(月)までに事業契約を締結するものとする。

(事業期間)

第9条 本事業の期間は、事業者から本学に提出された企画提案書に基づき、本学と事業者 が協議の上決定する。

(定期借地契約)

- 第 10 条 本学及び事業者は、本事業の実施にあたり必要である場合は、事業契約の締結を 前提として定期借地権設定契約を締結するものとする。
- 2 本学は、定期借地権設定契約を締結する場合は、事業者に貸し付ける土地の分筆登記及 び第三者の権利抹消登記を行う。

(事業用地の整備)

- 第11条 本学は、事業契約締結後、事業者による建設工事の着工までに、事業用地における埋設電線(第3項に規定する高圧電線を除く)や配管等の撤去・移設及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく埋蔵文化財の発掘調査を行う予定である。なお、事業者は埋蔵文化財の発掘調査の範囲を縮小できるように協力すること。
- 2 本学は、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づく土壌汚染調査を実施するが、土壌入れ替え等の対策が必要であることが判明した場合は、事業契約締結後に事業者により実施することとし、かかる費用は別途本学が負担するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、事業用地の一部に高圧電線が埋設されており移設できない。 万一、施工時に破損又は分断させた場合、本学が被る損害は事業者が補償すること。

(準備行為)

第12条 事業者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に必要な準備行為を行うことができ、本学は、必要かつ可能な範囲で協力する。

(事業契約の不調)

- 第13条 事業契約の締結に至らなかった場合には、既に本学及び事業者が本事業の準備に 関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務は発生しない。ただし、第2項及 び第3項に規定する場合はこの限りでない。
- 2 事業者に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、本学は事業契約の締結を行わず、 本学が本事業の準備のために支出した費用は、事業者がこれを補填する。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項に おいて準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条

- の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき (事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第2項第2号に該当すると 認められたとき。
- (6) 公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他事業者の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと本学が認めるべき相当の理由があるとき。
- 3 事業者又は協力事業者に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、本学は事業契約 の締結を行わず、本学が本事業の準備のために支出した費用は、事業者がこれを補填する。
- (1)公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第2条第2号に掲げる暴力団 (以下「暴力団」という。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与している と認められる者に本協定から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 役員等(事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7)(2)から(6)のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを協力事業者として、 第6条第1項の規定による業務委託契約又は請負契約を締結したと認められるとき。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)その他法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

- 第 15 条 事業者は、各業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、協力事業者においても徹底を図ること。
- 2 前項の規定は、事業者及び協力事業者の業務従事者等にも適用するものとする。
- 3 事業者は、本学が提供する一切のデータ、プログラム及び資料等を業務以外の用に供し、 又は複製してはならない。

(本協定の変更)

第 16 条 本協定は、本学及び事業者が書面により合意する場合のみ、変更することができる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 17 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の紛争については、 大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて本学と 事業者の間で協議して定める。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書を●通作成し、本学及び事業者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年●月●日

公立大学法人大阪 大阪市阿倍野区旭町一丁目 2 番 7 -601 号 理事長 福島 伸一

【代表事業者】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

【その他構成事業者】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

【その他構成事業者】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

別紙 本事業に係る各業務の協力事業者

【設計業務】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

【建設工事業務】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

【工事監理業務】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

【維持管理業務】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印

【管理運営業務】

住所、事業者名又は屋号、代表者名、代表者印